

こんにちは。

今日は第6回ですね。

では、行きます。

第6回

保証人をつけて欲しいのだが？

保証人をつけさせる交渉術

一般に保証人というのは、
連帯保証人のことを指します。

じゃあ、
普通の保証人と連帯保証人の違いは？

保証人にあって、連帯保証人に無いものがあります。

それが、催告の抗弁権と検索の抗弁権です。

小難しいことは、
このメールの趣旨ではありませんので、
詳しく知りたいようなら、ネットで調べてみてください。

すぐにわかると思います。

では、連帯保証人について、簡単に言いますね。

連帯保証人は、ほぼ債務者と同じなんです。

債務者の返済が遅れた途端・・・

債務者から先に請求することなく、
連帯保証人に請求することができます。

それぐらい責任重大なのが連帯保証人です。

ですので、
間違っても連帯保証人になってはいけませんよ。

以下、連帯保証人の事を保証人と言いますね。

さて、債権回収に効果的な保証人とは？

これを第三者保証人といいます。

第三者保証人とは、
債務者と生計を別にする保証人のことです。

OKですか？

例えば、奥さんが専業主婦であれば、
生計が一緒ですよ。

パートでも一緒です。

もし、奥さんが社員として勤めているのであれば、
少しは回収に役立つかもしれません。

ですので、保証人をつける対象というのは、
できるだけ第三者保証人がいいですね。

ただ、無理な場合もありますよね。

そんな場合は、
生計が一緒であっても、
保証人をつけないよりはマシですから。

つけることが出来る場合には、
必ずつけてください。

そして、保証人をつけさせる交渉ですが、
当然、返済が遅れている債務者につけさせるわけです。

であれば、ある程度の誠意がある場合には、
少しその返済を待つ代わりに、
保証人をつけてもらう交渉をします。

その際には、必ず期限を区切ってくださいね。

「1週間以内に保証人をつけてくれたら、1ヶ月返済を待ちます。」

みたいな感じですよ。

もし、誠意が足りないような債務者でしたら、
法的手段をチラつかせてください。

例えば・・・

「保証人なんているわけ無いだろ。」

みたいなことを言われたときには、

「だったら、もう信用できないので、法的手段を取ります。」

みたいなことを言ってみてください。

相手がひるんだのであれば、拾いモンです。

「誰でも良いので、保証人捜してくださいよ。」

これをすかさず言ってください。

とにかく誰かをつけておくと、
回収できる確率がぐんと上がります。

なんとか交渉に持ち込んでくださいね。

あとは、こんな方法もあります。

貸し増しをしてやるんです。

追加で貸す条件として、
保証人をつけさせる訳なんです。

「MR. Kさん、それじゃあ、貸金が増えちゃって危険じゃないですか？」

そう言われるかもしれません。

しかし、貸し増しをすることによって、
強い保証人が付くのであれば、
保証人を付けるべきなんです。

もともと返済が遅れがちな債務者ですから、
いつ飛ぶかは時間の問題なんですよ。

ですので、保証人がつくことによって、
返済してくれる人ができるわけなんです。

もちろん、債務者が保証人を見つけてきたら、
しっかりと吟味してくださいね。

その保証人の返済能力にあった金額を
貸し増してあげてください。

金額は少ないに越したことはないですよ。

あとは返済方法を変更して、
保証人を付ける方法もあります。

一括返済を分割にしてあげる。

とか。

もしくは、
分割返済での月々の返済金額を、
少なくしてあげる条件として、
保証人をつけてもらう。

とにかく交渉してみてください。

交渉はあくまであげ足取りですよ。

交渉を優位に持っていけば、
保証人をつけることも可能なんです。

一つここで質問です。

債権を守るのに一番必要なことはなんですか？

フンフン・・・

なるほど・・・

さすがです。

そうです、担保をつけることなんですよ。

担保には、物的担保と人的担保があります。

物的担保とは、物（ぶつ）ですよ。

そして、人的担保というのが、
保証人なんですよ。

一つ覚えておいて下さいね。

債権というのは、

借用証書を作ろうが、

公正証書を作ろうが、

裁判で勝って強制執行しようが、

債務者に財産が無ければ回収なんてできないんです。

債権を保全するのに一番の方法は、担保ですからね。

覚えておいて下さいね。

ですので、保証人交渉は大切なんですよ。

つけることができるのでしたら、
つけてくださいね。

では、最後に保証人については、
ちゃんとヒヤリングしてくださいね。

氏名

住所

電話番号

勤務先（ちゃんと在籍確認は取ってください）

家族構成

月収

持不動産

保証意思

など、聞けることは全て聞いてください。

債務者が払えない場合は、
保証人に払ってもらうわけですから、
しっかりと聞いてくださいね。

では、今日はこの辺で。

ご健闘をお祈りいたします。

MR. Kとは

<http://profile.ameba.jp/kame-zimu/>